

日向市長交際費の支出及び公表に関する基準

1 目的

この基準は、市長等（市長、副市長及び地域自治区長）または市長等に代わって出席する職員が市を代表して外部と交際する場合に要する費用等の支出及び公表に関し、必要な事項を定め、市政運営の一層の透明性を図るとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政の推進を図る。

2 支出の対象

支出の対象は、次に掲げる個人または団体とする。

- (1) 市と密接な関係があるもの
- (2) 市政について顕著な功績があったもの
- (3) 災害、事故等により被害を受けたもの
- (4) 市長が特に必要と認めたもの

3 支出区分及び支出金額等

次の区分のとおりとし、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出するものとする。

支出区分	内 容	支 出 金 額
慶弔	慶弔行事、各種大会等の生花及び花輪代等の経費 葬儀、法要等の香典、品物代等の経費	社会通念上妥当と認められる額。香典は10,000円以内
懇談	来客、訪問、陳情等に伴う経費 意見交換、情報収集及び市政運営に資するための懇談会等に伴う経費	社会通念上妥当と認められる額
会議	会費等が定められた会議等への出席に伴う会費及び負担金等の経費 各種団体等の総会、懇親会、祝賀会等に伴う飲み物代等の経費	会費の額または実費相当額
見舞い	病気、災害、事故等の見舞いに伴う経費	5,000円以内
協賛	活動の趣旨から公益性が特に認められるものに係る経費	社会通念上妥当と認められる額
その他	名刺印刷に係る経費 その他市政運営上、市長が特に支出する必要があると認められる経費（贈呈、謝意、その他）	実費相当額または社会通念上妥当と認められる額

4 公表する情報

- (1) 支出日
- (2) 支出金額
- (3) 支出区分
- (4) 支出内容

支出相手方について、団体名は原則として全て開示するが、個人名については、個人のプライバシーに配慮しつつ、交際の事実が公になっているかどうかなど、個別具体的に判断する。

5 公表の時期及び方法

毎月、当月分を翌月の15日を目途に日向市ホームページで公表する。(平成19年4月分より実施)

問い合わせ

日向市総務課秘書広報係

電 話 0982 - 52 - 4000

F A X 0982 - 54 - 8747

Eメール somu@hyugacity.jp